

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成26年5月30日

**【発行者名】** アライアンス・バーンスタイン株式会社

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 山本 誠一郎

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号丸の内トラストタワー本館

**【事務連絡者氏名】** 北川 勤  
(連絡場所)  
東京都千代田区丸の内一丁目8番3号丸の内トラストタワー本館

**【電話番号】** 03 5962 9165

**【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】** アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信  
Aコース（為替ヘッジあり）  
アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信  
Bコース（為替ヘッジなし）

**【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】** アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信  
Aコース（為替ヘッジあり）  
1兆円を上限とします。  
アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信  
Bコース（為替ヘッジなし）  
1兆円を上限とします。

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

**【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

平成25年11月28日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項に訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

**【訂正の内容】****第一部【証券情報】**

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。

下線部分が訂正部分を示します。

**(1)【ファンドの名称】****<訂正前>**

（省略）

以下、両ファンドを総称して「当ファンド」または「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信」という場合があり、それぞれのファンドを「ベビーファンド」または「ファンド」という場合があります。また、「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Aコース（為替ヘッジあり）」を「Aコース」、「Aコース（為替ヘッジあり）」または「アライアンス新興国成長株A」といい、「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース（為替ヘッジなし）」を「Bコース」、「Bコース（為替ヘッジなし）」または「アライアンス新興国成長株B」という場合があります。

**<訂正後>**

（省略）

以下、両ファンドを総称して「当ファンド」または「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信」という場合があり、それぞれのファンドを「ベビーファンド」または「ファンド」という場合があります。また、「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Aコース（為替ヘッジあり）」を「Aコース」、「Aコース（為替ヘッジあり）」または「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Aコース」といい、「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース（為替ヘッジなし）」を「Bコース」、「Bコース（為替ヘッジなし）」または「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース」という場合があります。

**(5)【申込手数料】****<訂正前>**

申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.15%<sup>\*1</sup>（税抜3.00%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。

（省略）

スイッチング（乗換え）<sup>\*2</sup>のお取扱いに関しては、販売会社にお問い合わせください。

\*1 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%となります。

\*2スイッチング（乗換え）とは、当ファンドのAコースおよびBコースのうち、いずれか一方のファンドを換金し、その換金代金をもって、その換金の申込みを受付けた日に他方のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

（省略）

**<訂正後>**

申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.24%（税抜3.00%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。

（省略）

スイッチング（乗換え）<sup>\*</sup>のお取扱いに関しては、販売会社にお問い合わせください。

\* スwitching（乗換え）とは、当ファンドのAコースおよびBコースのうち、いずれか一方のファンドを換金し、その換金代金をもって、その換金の申込みを受付けた日に他方のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

（省略）

原届出書の「第一部 証券情報（12）その他」の箇所に、以下に記載した内容を追加します。

## (12)【その他】

### <追加>

#### <投資信託約款変更(予定)のお知らせ>

当ファンドは、以下の投資信託約款の変更を予定しております。

平成26年5月30日以降、当ファンドの購入をお申込みいただく場合、以下の異議申立を行うことはできませんのでご注意ください。

#### (変更内容)

信託終了日を平成27年8月31日から平成36年8月28日に変更します。  
一部解約時における信託財産留保額を撤廃します。

#### (変更理由)

市況環境、当ファンドの純資産総額等を考慮した結果、今後も継続して運用を行うことが受益者の利益に資すると判断しました。

受益者の利便性の向上を図り、更なる投資資金の獲得を目指すことが、受益者の利益につながると判断しました。

#### (変更予定)

基準日(公告)	: 平成26年6月2日
異議申立期間	: 平成26年6月2日から平成26年7月10日まで
変更予定日	: 平成26年7月16日
変更適用予定日	: 平成26年8月27日

基準日現在の各ファンドごとの受益者から、異議申立期間中にこの投資信託約款の変更について異議申立を受付けます。この期間中に異議申立された受益者の受益権口数の合計が、基準日の受益権総口数の2分の1を超えない場合、平成26年7月16日に投資信託約款の変更を行い、平成26年8月27日から適用します。

ただし、異議申立された受益者の受益権口数の合計が、基準日の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、当該投資信託約款の変更は行いません。

#### (その他)

上記の投資信託約款の変更が実施された場合、併せて平成26年8月27日付で以下の変更を行います。

当ファンドおよび当ファンドが投資対象とするマザーファンド（アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド）の決算日を毎年8月31日から毎年8月28日に変更します。

当ファンドの信託報酬率を年2.0304%（税抜年1.88%）から年1.8144%（税抜年1.68%）に引き下げます。

予定している投資信託約款の変更内容は、以下のとおりです。

下線箇所が変更部分です。

追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信 A コース（為替ヘッジあり）信託約款

追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信 B コース（為替ヘッジなし）信託約款

変更後	変更前
<p>第5条（信託の期間）</p> <p>この信託の期間は、信託契約締結日から平成36年8月28日までとします。ただし、委託者が、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者にとって有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。</p>	<p>第5条（信託の期間）</p> <p>この信託の期間は、信託契約締結日から平成27年8月31日までとします。</p>
<p>第37条（信託の計算期間）</p> <p>この信託の計算期間は、第1計算期間から第8計算期間までは毎年9月1日から翌年8月31日までとし、第9期計算期間以降は毎年8月29日から翌年8月28日までとすることを原則とします。</p> <p>前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成18年8月31日までとし、第9計算期間は平成25年9月3日から平成26年8月28日までとし、最終計算期間の終了日は、平成36年8月28日とします。</p>	<p>第37条（信託の計算期間）</p> <p>この信託の計算期間は、毎年9月1日から翌年8月31日までとすることを原則とします。</p> <p>前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成18年8月31日までとし、最終計算期間の終了日は、平成27年8月31日とします。</p>
<p>第40条（信託報酬の額および支弁の方法）</p> <p>委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の168の率を乗じて得た金額とします。なお、委託者と受託者との間の配分は、別に定めます。</p> <p>、（略）</p>	<p>第40条（信託報酬の額および支弁の方法）</p> <p>委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の188の率を乗じて得た金額とします。なお、委託者と受託者との間の配分は、別に定めます。</p> <p>、（同左）</p>
<p>第45条（信託契約の一部解約）</p> <p>（略）</p> <p>、（略）</p> <p>前項の一部解約の価額は、委託者の指定する販売会社が当該請求を受付けた日（以下、当該請求を受付けた日を「一部解約請求受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>、（略）</p>	<p>第45条（信託契約の一部解約）</p> <p>（同左）</p> <p>、（同左）</p> <p>前項の一部解約の価額は、委託者の指定する販売会社が当該請求を受付けた日（以下、当該請求を受付けた日を「一部解約請求受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。</p> <p>、（同左）</p>

## 親投資信託 アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド信託約款

変更後	変更前
<p>第34条（信託の計算期間）</p> <p>この信託の計算期間は、<u>第1計算期間から第8計算期間までは毎年9月1日から翌年8月31日までとし、第9期計算期間以降は毎年8月29日から翌年8月28日まで</u>とすることを原則とします。</p> <p>前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成18年8月31日までとし、<u>第9計算期間は平成25年9月3日から平成26年8月28日までとし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日</u>とします。</p>	<p>第34条（信託の計算期間）</p> <p>この信託の計算期間は、毎年9月1日から翌年8月31日までとすることを原則とします。</p> <p>前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成18年8月31日までとし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。</p>

## 第二部【ファンド情報】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。  
下線部分が訂正部分を示します。

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

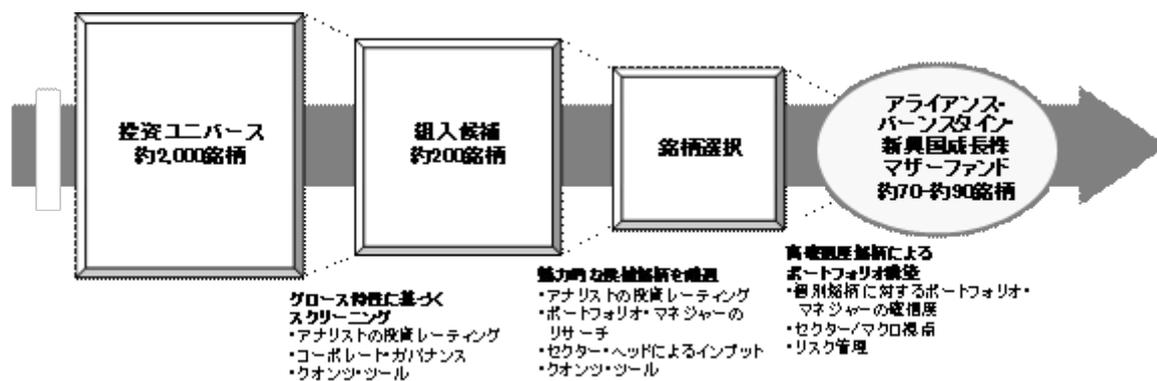
ファンドの特色

＜訂正前＞

a.（省略）

b.（省略）

＜運用のプロセス＞（平成25年6月末現在）



（省略）

c.（省略）

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタインは、総額約4,346億米ドル（平成25年6月末現在、約43.2兆円<sup>\*</sup>）の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界20カ国43都市（平成25年6月末現在）に拠点を有しています。

<sup>\*</sup>米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル=99.335円（平成25年6月28日のWMロイター）を用いております。

d. ~ f.（省略）

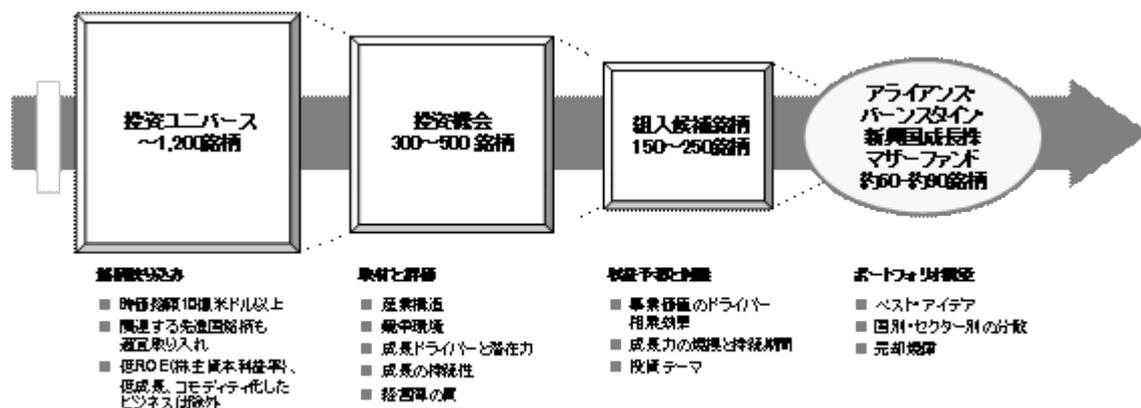
（省略）

＜訂正後＞

a.（省略）

b.（省略）

＜運用のプロセス＞（平成25年12月末現在）



（省略）

c.（省略）

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタインは、総額約4,504億米ドル（平成25年12月末現在、約47.3兆円<sup>\*</sup>）の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界21ヵ国45都市（平成25年12月末現在）に拠点を有しています。

<sup>\*</sup>米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル＝105.105円（平成25年12月31日のWMロイター）を用いております。

d.～f.（省略）

（省略）

### (3) ファンドの仕組み

委託会社等の概況

#### <訂正前>

a. 資本金の額

（省略）（平成25年9月末現在）

b.（省略）

c. 大株主の状況

（平成25年9月末現在）

（表 省略）

#### <訂正後>

a. 資本金の額

（省略）（平成26年4月末現在）

b.（省略）

c. 大株主の状況

（平成26年4月末現在）

（表 省略）

## 2【投資方針】

### (3) 運用体制

#### <訂正前>

（省略）

上記の運用体制は平成25年6月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

#### <訂正後>

（省略）

上記の運用体制は平成25年12月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

### (4) 分配方針

#### <訂正前>

収益分配方針

毎決算時（原則として、8月31日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

（省略）

～（省略）

#### <訂正後>

収益分配方針

毎決算時（原則として、8月31日<sup>\*</sup>。休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

<sup>\*</sup>「第一部 証券情報（12）その他 <投資信託約款変更(予定)のお知らせ>」に記載する手続きを経て投資信託約款の変更が実施された場合、原則として、8月28日となります。

（省略）

～ （省略）

## (5) 投資制限

### < 訂正前 >

（省略）

（参考）アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンドの投資方針等

（省略）

平成25年9月末現在、アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド受益証券を投資対象とする当ファンド以外の公募のファンドはありません。

### < 訂正後 >

（省略）

（参考）アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンドの投資方針等

（省略）

平成26年4月末現在、アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド受益証券を投資対象とする当ファンド以外の公募のファンドはありません。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

#### < 訂正前 >

申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（ $3.15\%^{*}$ （税抜3.00%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める申込手数料率については、各販売会社にお問い合わせください。

自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

スイッチング（乗換え）のお取扱いに関しては、販売会社にお問い合わせください。

\*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%となります。

（省略）

#### < 訂正後 >

申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（ $3.24\%$ （税抜3.00%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める申込手数料率については、各販売会社にお問い合わせください。

自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

スイッチング（乗換え）のお取扱いに関しては、販売会社にお問い合わせください。

（省略）

### (2)【換金（解約）手数料】

#### < 訂正前 >

（省略）

信託財産留保額

（省略）

#### < 訂正後 >

（省略）

信託財産留保額

（省略）

「第一部 証券情報（12）その他 <投資信託約款変更(予定)のお知らせ>」に記載する手続きを経て投資信託約款の変更を行うこととなった場合、信託財産留保額を撤廃します。

### (3)【信託報酬等】

#### < 訂正前 >

信託財産の純資産総額に対して、年1.974%<sup>\*</sup>（税抜年1.88%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）は、以下のとおりとします。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.9%	年0.9%	年0.08%

\*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年2.0304%となります。

（省略）

#### <訂正後>

信託財産の純資産総額に対して、年2.0304%（税抜年1.88%）<sup>\*</sup>の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）は、以下のとおりとします。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.9%	年0.9%	年0.08%

\*「第一部 証券情報（12）その他 <投資信託約款変更(予定)のお知らせ>」に記載する手続きを経て投資信託約款の変更が実施された場合、年1.8144%（税抜年1.68%）となります。

（省略）

### (5) 課税上の取扱い

#### <訂正前>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。平成26年1月1日以降、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

～（省略）

個人・法人別の課税の取扱い

#### a. 個人の受益者に対する課税

##### (イ) 収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および住民税3%）の税率<sup>\*</sup>で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込)を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および住民税3%）の税率<sup>\*</sup>により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および住民税3%）の税率<sup>\*</sup>で源泉徴収され、申告は不要となります。

\*平成25年12月31日まで適用される税率です。平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）、平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および住民税5%）の税率となる予定です。

(ロ)（省略）

(ハ)（省略）

#### b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）の税率<sup>\*</sup>で源泉徴収されます。住民税は課せられません。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除することができます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

\*平成25年12月31日まで適用される税率です。平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）、平成50年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となる予定です。

上記は平成25年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（省略）

**<訂正後>**

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

～（省略）

個人・法人別の課税の取扱い

**a．個人の受益者に対する課税****(イ) 収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い**

収益分配時の普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率<sup>\*</sup>で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率<sup>\*</sup>により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率<sup>\*</sup>で源泉徴収され、申告は不要となります。

<sup>\*</sup>平成49年12月31日まで適用される税率です。平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および住民税5%）の税率となる予定です。

(ロ)（省略）

(ハ)（省略）

**b．法人の受益者に対する課税**

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率<sup>\*</sup>で源泉徴収されます。住民税は課せられません。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除することができます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

<sup>\*</sup>平成49年12月31日まで適用される税率です。平成50年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となる予定です。

上記は平成26年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（省略）

## 5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を、以下の内容に更新します。

## &lt;更新後&gt;

## (1) 投資状況

アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Aコース（為替ヘッジあり）

2014年3月31日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	-	736,278,732	99.67
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,428,025	0.32
合計（純資産総額）	-	738,706,757	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース（為替ヘッジなし）

2014年3月31日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	-	7,979,266,166	100.02
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,847,130	0.02
合計（純資産総額）	-	7,977,419,036	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考）アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド

2014年3月31日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	227,954,420	2.59
	フランス	119,839,146	1.36
	イギリス	717,954,608	8.15
	スイス	252,055,728	2.86
	バミューダ	130,163,479	1.47
	香港	404,998,807	4.60
	シンガポール	409,449,222	4.65
	タイ	130,442,647	1.48
	フィリピン	210,440,837	2.39
	ルクセンブルク	66,362,816	0.75
	インドネシア	31,243,030	0.35
	メキシコ	354,093,594	4.02
	ブラジル	1,021,225,823	11.60
	韓国	1,130,380,113	12.84
	台湾	452,282,760	5.13
	トルコ	14,385,071	0.16
	インド	1,490,037,682	16.93
	キプロス	61,222,476	0.69
	ポルトガル	139,355,779	1.58
	南アフリカ	20,454,865	0.23
ロシア	429,374,581	4.87	
中国	331,937,903	3.77	
ケイマン	307,059,184	3.48	
英ヴァージン諸島	138,207,583	1.57	
小計		8,590,922,154	97.62
新株予約権証券	シンガポール	6,688,359	0.07
オプション証券等	ドイツ	48,478,143	0.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	153,596,416	1.74
合計（純資産総額）	-	8,799,685,072	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2) 投資資産

アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信 A コース（為替ヘッジあり）

## 投資有価証券の主要銘柄

2014年3月31日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	種類/業種	口数	簿価		時価		投資比率
						単価	金額	単価	金額	
1	日本	親投資信託 受益証券	アライアンス・バーンスタイン・ 新興国成長株マザーファンド	その他	口	円	円	円	円	%
					448,212,536	1.4529	651,207,994	1.6427	736,278,732	99.67

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別及び業種別の投資比率

2014年3月31日現在

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.67
合計		99.67

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資不動産物件

該当事項はございません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はございません。

## アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信 B コース（為替ヘッジなし）

## 投資有価証券の主要銘柄

2014年3月31日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	種類/業種	口数	簿価		時価		投資比率
						単価	金額	単価	金額	
1	日本	親投資信託 受益証券	アライアンス・バーンスタイン・ 新興国成長株マザーファンド	その他	口	円	円	円	円	%
					4,857,409,245	1.4456	7,021,870,805	1.6427	7,979,266,166	100.02

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別及び業種別の投資比率

2014年3月31日現在

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	100.02
合計		100.02

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資不動産物件

該当事項はございません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はございません。

## (参考) アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

2014年3月31日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価		時価		投資比率
						単価	金額	単価	金額	
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体製造 装置	1,138,821	円	円	円	円	%
						344.42	392,235,832	397.14	452,282,760	5.13
2	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	半導体・半導体製造 装置	3,406	132,285.59	450,564,753	129,094.50	439,695,867	4.99

3	イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	食品・飲料・タバコ	54,000	5,553.87	299,908,990	5,721.75	308,974,716	3.51
4	インド	株式	TATA CONSULTANCY SERVICES LTD	ソフトウェア・サービス	82,655	3,579.52	295,865,696	3,636.63	300,585,900	3.41
5	シンガポール	株式	GLOBAL LOGISTIC PROPERTIES L	不動産	1,182,000	224.03	264,807,518	214.57	253,631,196	2.88
6	スイス	株式	FINANCIERE RICHEMONT-DEPRECE	耐久消費財・アパレル	259,187	951.82	246,699,919	972.48	252,055,728	2.86
7	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	銀行	164,485	1,243.26	204,498,361	1,515.13	249,216,815	2.83
8	アメリカ	株式	YUM! BRANDS INC	消費者サービス	29,850	7,393.78	220,704,338	7,636.66	227,954,420	2.59
9	ブラジル	株式	PETROLEO BRASILEIRO S.A.-PREF ADR	エネルギー	148,075	1,565.41	231,798,559	1,430.58	211,834,318	2.40
10	ブラジル	株式	ESTACIO PARTICIPACOES SA	消費者サービス	203,000	797.16	161,823,480	1,011.92	205,419,760	2.33
11	韓国	株式	LG HOUSEHOLD HEALTH CARE	家庭用品・パーソナル用品	4,507	47,529.59	214,215,894	44,723.74	201,569,941	2.29
12	ブラジル	株式	KROTON EDUCACIONAL SA	消費者サービス	86,200	1,459.64	125,820,968	2,256.34	194,496,939	2.21
13	ブラジル	株式	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	保険	168,900	990.08	167,224,512	1,098.82	185,591,542	2.10
14	香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	356,400	451.84	161,037,023	490.32	174,752,364	1.98
15	メキシコ	株式	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O SER	銀行	257,543	657.39	169,307,428	678.38	174,712,586	1.98
16	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	2,335,000	76.56	178,786,046	71.12	166,082,012	1.88
17	中国	株式	IND & COMM BANK OF CHINA-H	銀行	2,648,000	68.51	181,433,529	62.63	165,855,891	1.88
18	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	127,750	1,027.62	131,278,455	1,288.76	164,639,537	1.87
19	シンガポール	株式	OLAM INTERNATIONAL LTD	食品・生活必需品小売り	857,000	117.71	100,881,772	181.81	155,818,026	1.77
20	ロシア	株式	NOVATEK OAO-SPONS GDR	エネルギー	14,400	12,719.88	183,166,312	10,631.63	153,095,558	1.73
21	インド	株式	TATA MOTORS LTD-A-DVR	自動車・自動車部品	431,240	331.28	142,862,827	339.59	146,448,672	1.66
22	フィリピン	株式	ALLIANCE GLOBAL GROUP INC	資本財	2,210,400	59.57	131,673,528	65.89	145,654,308	1.65
23	韓国	株式	HYUNDAI MOBIS	自動車・自動車部品	4,632	28,564.59	132,311,226	30,750.59	142,436,779	1.61
24	ロシア	株式	SBERBANK-SPONSORED ADR	銀行	150,380	1,084.77	163,128,735	941.71	141,615,552	1.60
25	インド	株式	HCL TECHNOLOGIES LTD	ソフトウェア・サービス	58,020	1,961.36	113,798,481	2,432.03	141,106,612	1.60
26	ポルトガル	株式	JERONIMO MARTINS	食品・生活必需品小売り	79,339	2,039.75	161,832,518	1,756.45	139,355,779	1.58
27	英ヴァージン諸島	株式	LENTA LTD-REG S	食品・生活必需品小売り	144,394	1,029.19	148,610,304	957.15	138,207,583	1.57
28	インド	株式	SUN PHARMACEUTICAL INDUS LTD	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	139,179	926.67	128,973,630	974.33	135,607,110	1.54
29	ロシア	株式	MAGNIT OJSC-SPON GDR REGS	食品・生活必需品小売り	24,734	5,766.60	142,631,272	5,444.46	134,663,471	1.53
30	イギリス	株式	SABMILLER PLC	食品・飲料・タバコ	26,050	4,748.12	123,688,598	5,154.61	134,277,673	1.52

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 種類別及び業種別の投資比率

2014年3月31日現在

国内/外国	種類 / 業種	投資比率 (%)
外国	株式	97.62
	銀行	15.80
	半導体・半導体製造装置	11.08

	消費者サービス	8.56
	食品・生活必需品小売り	7.52
	食品・飲料・タバコ	7.18
	自動車・自動車部品	6.27
	ソフトウェア・サービス	5.48
	エネルギー	5.14
	不動産	4.99
	保険	4.09
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.02
	耐久消費財・アパレル	2.86
	資本財	2.69
	家庭用品・パーソナル用品	2.61
	商業・専門サービス	2.03
	小売	1.80
	各種金融	1.80
	運輸	1.76
	電気通信サービス	1.17
	公益事業	1.08
	素材	0.35
	メディア	0.23
	ヘルスケア機器・サービス	0.03
	新株予約権証券	0.07
	オプション証券等	0.55
合計		98.25

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 投資不動産物件

該当事項はございません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はございません。

### (3) 運用実績

#### アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Aコース（為替ヘッジあり）

##### 純資産の推移

2014年3月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末	（2006年8月31日）	8,625	8,625	12,002	12,002
第2期計算期間末	（2007年8月31日）	5,476	5,543	15,347	15,533
第3期計算期間末	（2008年9月1日）	3,209	3,209	13,596	13,596
第4期計算期間末	（2009年8月31日）	2,380	2,380	11,367	11,367
第5期計算期間末	（2010年8月31日）	2,194	2,231	12,847	13,067
第6期計算期間末	（2011年8月31日）	1,116	1,141	12,851	13,131
第7期計算期間末	（2012年8月31日）	969	969	11,970	11,970
第8期計算期間末	（2013年9月2日）	807	824	12,258	12,518
2013年 3月末日		974	-	13,369	-
2013年 4月末日		949	-	13,488	-
2013年 5月末日		928	-	13,578	-
2013年 6月末日		843	-	12,410	-
2013年 7月末日		848	-	12,783	-
2013年 8月末日		820	-	12,449	-
2013年 9月末日		865	-	13,226	-
2013年 10月末日		882	-	13,928	-
2013年 11月末日		840	-	13,617	-
2013年 12月末日		789	-	13,443	-

2014年 1月末日	724	-	12,511	-
2014年 2月末日	754	-	13,095	-
2014年 3月末日	738	-	13,200	-

(注1) 表中の分配落の数値は、外国税額控除後の場合があります。

(注2) 純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注3) 月末日とはその月の最終営業日を指します。

### 分配の推移

計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期計算期間(2005年8月17日～2006年8月31日)	0
第2期計算期間(2006年9月1日～2007年8月31日)	200
第3期計算期間(2007年9月1日～2008年9月1日)	0
第4期計算期間(2008年9月2日～2009年8月31日)	0
第5期計算期間(2009年9月1日～2010年8月31日)	220
第6期計算期間(2010年9月1日～2011年8月31日)	280
第7期計算期間(2011年9月1日～2012年8月31日)	0
第8期計算期間(2012年9月1日～2013年9月2日)	260
第9期中間計算期間(2013年9月3日～2014年3月2日)	-

### 収益率の推移

計算期間	収益率(%)
第1期計算期間(2005年8月17日～2006年8月31日)	20.0
第2期計算期間(2006年9月1日～2007年8月31日)	29.4
第3期計算期間(2007年9月1日～2008年9月1日)	11.4
第4期計算期間(2008年9月2日～2009年8月31日)	16.4
第5期計算期間(2009年9月1日～2010年8月31日)	15.0
第6期計算期間(2010年9月1日～2011年8月31日)	2.2
第7期計算期間(2011年9月1日～2012年8月31日)	6.9
第8期計算期間(2012年9月1日～2013年9月2日)	4.6
第9期中間計算期間(2013年9月3日～2014年3月2日)	6.8

(注) 収益率は、各計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。

以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数(小数点第二位を四捨五入)を記載しております。

### アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース(為替ヘッジなし)

#### 純資産の推移

2014年3月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額(百万円)		1万口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末	(2006年8月31日)	83,344	83,944	13,093	13,187
第2期計算期間末	(2007年8月31日)	57,147	58,084	17,187	17,469
第3期計算期間末	(2008年9月1日)	34,834	34,834	14,606	14,606
第4期計算期間末	(2009年8月31日)	19,652	19,652	10,149	10,149
第5期計算期間末	(2010年8月31日)	15,939	16,242	10,493	10,693
第6期計算期間末	(2011年8月31日)	10,976	10,976	9,690	9,690
第7期計算期間末	(2012年8月31日)	8,940	8,940	9,253	9,253
第8期計算期間末	(2013年9月2日)	8,417	8,581	11,830	12,060
2013年 3月末日		10,190	-	12,314	-
2013年 4月末日		10,294	-	12,910	-
2013年 5月末日		10,438	-	13,422	-
2013年 6月末日		9,106	-	11,946	-
2013年 7月末日		8,925	-	12,249	-
2013年 8月末日		8,531	-	11,969	-
2013年 9月末日		9,023	-	12,651	-
2013年 10月末日		9,336	-	13,428	-
2013年 11月末日		9,224	-	13,651	-

2013年 12月末日	8,798	-	13,873	-
2014年 1月末日	7,815	-	12,605	-
2014年 2月末日	7,998	-	13,081	-
2014年 3月末日	7,977	-	13,309	-

(注1) 表中の分配落の数値は、外国税額控除後の場合があります。

(注2) 純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注3) 月末日とはその月の最終営業日を指します。

#### 分配の推移

計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期計算期間(2005年8月17日～2006年8月31日)	100
第2期計算期間(2006年9月1日～2007年8月31日)	300
第3期計算期間(2007年9月1日～2008年9月1日)	0
第4期計算期間(2008年9月2日～2009年8月31日)	0
第5期計算期間(2009年9月1日～2010年8月31日)	200
第6期計算期間(2010年9月1日～2011年8月31日)	0
第7期計算期間(2011年9月1日～2012年8月31日)	0
第8期計算期間(2012年9月1日～2013年9月2日)	230
第9期中間計算期間(2013年9月3日～2014年3月2日)	-

#### 収益率の推移

計算期間	収益率(%)
第1期計算期間(2005年8月17日～2006年8月31日)	31.9
第2期計算期間(2006年9月1日～2007年8月31日)	33.4
第3期計算期間(2007年9月1日～2008年9月1日)	15.0
第4期計算期間(2008年9月2日～2009年8月31日)	30.5
第5期計算期間(2009年9月1日～2010年8月31日)	5.4
第6期計算期間(2010年9月1日～2011年8月31日)	7.7
第7期計算期間(2011年9月1日～2012年8月31日)	4.5
第8期計算期間(2012年9月1日～2013年9月2日)	30.3
第9期中間計算期間(2013年9月3日～2014年3月2日)	10.6

(注) 収益率は、各計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。

以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数(小数点第二位を四捨五入)を記載しております。

(参考情報)

## 運用実績

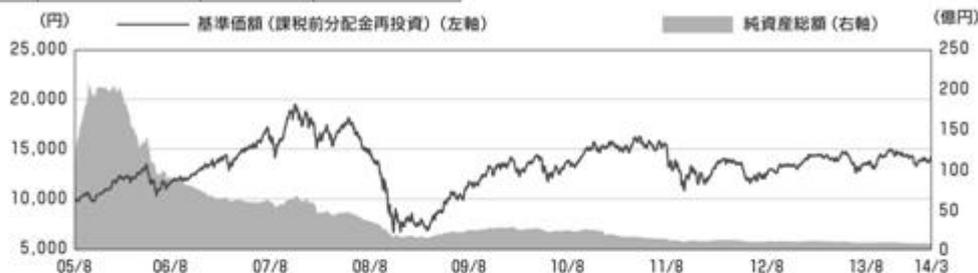
基準日:2014年3月31日現在

## ファンドの運用実績

## Aコース(為替ヘッジあり)

## 基準価額・純資産の推移

基準価額	13,200円	純資産総額	7.3億円
------	---------	-------	-------



基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。  
税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

## 分配の推移

決算期	分配金
第4期	2009年 8月 0円
第5期	2010年 8月 220円
第6期	2011年 8月 280円
第7期	2012年 8月 0円
第8期	2013年 9月 260円
設定来累計 960円	

## 資産構成比率

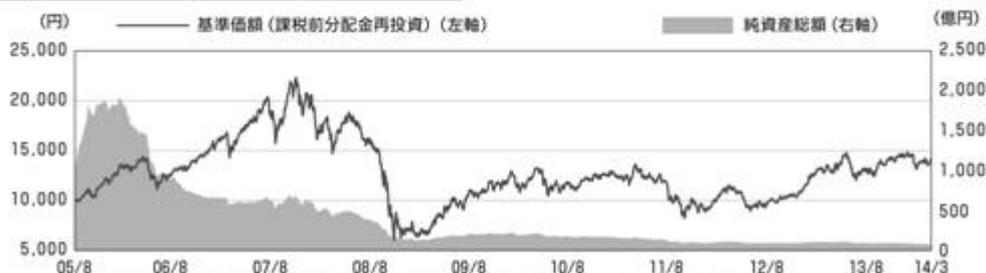
組入資産	比率(%)
マザーファンド	99.7
現金等	0.3
合計	100.0

分配金は1万口当り課税前運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## Bコース(為替ヘッジなし)

## 基準価額・純資産の推移

基準価額	13,309円	純資産総額	79.7億円
------	---------	-------	--------



基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。  
税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

## 分配の推移

決算期	分配金
第4期	2009年 8月 0円
第5期	2010年 8月 200円
第6期	2011年 8月 0円
第7期	2012年 8月 0円
第8期	2013年 9月 230円
設定来累計 830円	

## 資産構成比率

組入資産	比率(%)
マザーファンド	100.0
現金等	-0.0
合計	100.0

分配金は1万口当り課税前運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

基準日:2014年3月31日現在

## ファンドの運用実績

## 主な資産の状況(マザーファンドベース)

※ 組入比率は、全て純資産総額に対する評価額の割合です(小数点第2位を四捨五入)。

## 組入上位10銘柄

(銘柄数:67銘柄)

順位	銘柄名	セクター	国	組入比率(%)
1	台湾セミコンダクター	情報技術	台湾	5.1
2	サムスン電子	情報技術	韓国	5.0
3	プリティッシュ・アメリカン・タバコ	生活必需品	イギリス	3.5
4	タタ・コンサルタンシー・サービス	情報技術	インド	3.4
5	現代自動車	一般消費財・サービス	韓国	3.0
6	グローバル・ロジスティック・プロパティーズ	金融	シンガポール	2.9
7	フィナンシエール・リシュモン	一般消費財・サービス	スイス	2.9
8	HDFC	金融	インド	2.8
9	ヤム・ブランズ	一般消費財・サービス	アメリカ	2.6
10	ペトロbras	エネルギー	ブラジル	2.4
組入上位10銘柄計				33.6

## 国別配分

国	組入比率(%)
インド	16.9
韓国	12.8
ブラジル	11.6
イギリス	8.2
中国	7.3
ロシア	7.1
台湾	5.1
シンガポール	4.7
香港	4.5
メキシコ	4.0
その他の国	15.8
現金その他	1.7
合計	100.0

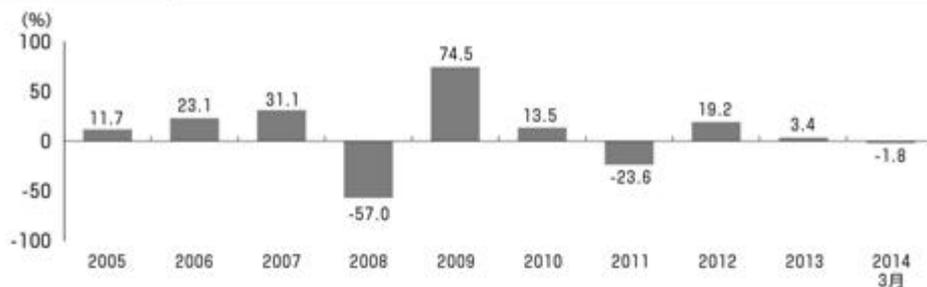
同一発行体で種類の異なる株式(実質的に株式に近い債権を有する株式関連金融商品を含む)の比率は合算しています。ADR/GDRおよび株式関連金融商品の証券価格には、現地の株式の価格や為替レートの変動が反映されます。

上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、当社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

国別配分は、発行体の国籍や事業基盤等を考慮して区分しています。

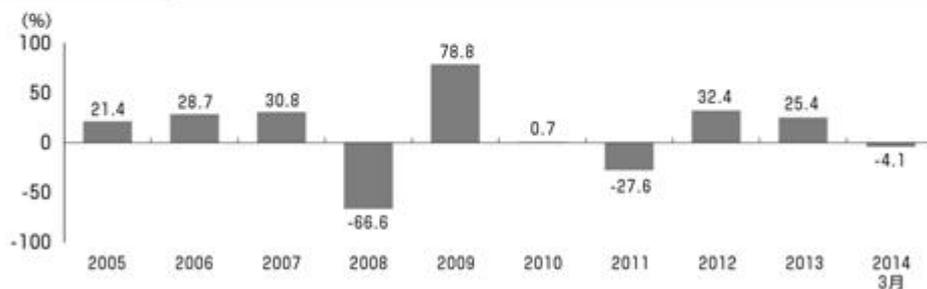
## 年間収益率の推移(暦年ベース)

## Aコース(為替ヘッジあり)



Aコースの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。2005年は信託設定日(8月17日)から年末までの収益率を表示、2014年は3月末までの収益率を示しています。

## Bコース(為替ヘッジなし)



Bコースの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。2005年は信託設定日(8月17日)から年末までの収益率を表示、2014年は3月末までの収益率を示しています。

※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

## (4) 設定及び解約の実績

アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Aコース（為替ヘッジあり）

（単位：口）

計算期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間 （2005年8月17日～2006年8月31日）	21,875,395,392	14,688,752,567
第2期計算期間 （2006年9月1日～2007年8月31日）	802,991,033	4,420,961,694
第3期計算期間 （2007年9月1日～2008年9月1日）	486,807,915	1,695,060,247
第4期計算期間 （2008年9月2日～2009年8月31日）	169,260,530	435,278,424
第5期計算期間 （2009年9月1日～2010年8月31日）	170,740,585	557,046,034
第6期計算期間 （2010年9月1日～2011年8月31日）	95,334,086	934,256,814
第7期計算期間 （2011年9月1日～2012年8月31日）	117,194,053	176,437,646
第8期計算期間 （2012年9月1日～2013年9月2日）	14,232,799	165,219,921
第9期中間計算期間 （2013年9月3日～2014年3月2日）	28,904,537	111,560,505

（注1）本邦外における設定、解約の実績はありません。

（注2）第1期計算期間の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース（為替ヘッジなし）

（単位：口）

計算期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間 （2005年8月17日～2006年8月31日）	182,349,962,469	118,692,108,288
第2期計算期間 （2006年9月1日～2007年8月31日）	7,697,540,523	38,106,142,151
第3期計算期間 （2007年9月1日～2008年9月1日）	5,438,041,591	14,838,165,183
第4期計算期間 （2008年9月2日～2009年8月31日）	966,000,807	5,450,775,753
第5期計算期間 （2009年9月1日～2010年8月31日）	571,879,193	4,746,403,266
第6期計算期間 （2010年9月1日～2011年8月31日）	433,010,300	4,295,958,615
第7期計算期間 （2011年9月1日～2012年8月31日）	183,256,791	1,847,668,097
第8期計算期間 （2012年9月1日～2013年9月2日）	84,044,503	2,630,949,709
第9期中間計算期間 （2013年9月3日～2014年3月2日）	233,106,592	1,234,075,774

（注1）本邦外における設定、解約の実績はありません。

（注2）第1期計算期間の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （5）申込手数料

##### <訂正前>

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（ $3.15\%^{*}$ （税抜3.00%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。

（省略）

\*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%となります。

##### <訂正後>

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（ $3.24\%$ （税抜3.00%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。

（省略）

### 2【換金（解約）手続等】

#### （2）換金価額

##### <訂正前>

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

（省略）

##### <訂正後>

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

「第一部 証券情報（12）その他 <投資信託約款変更(予定)のお知らせ>」に記載する手続きを経て投資信託約款の変更を行うこととなった場合、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

（省略）

#### （5）信託財産留保額

##### <訂正前>

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額です。

##### <訂正後>

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額です。

「第一部 証券情報（12）その他 <投資信託約款変更(予定)のお知らせ>」に記載する手続きを経て投資信託約款の変更を行うこととなった場合、信託財産留保額を撤廃します。

### 3【資産管理等の概要】

#### （3）【信託期間】

##### <訂正前>

当ファンドの信託期間は、信託契約締結日（平成17年8月17日）から平成27年8月31日までです。（省略）

##### <訂正後>

当ファンドの信託期間は、信託契約締結日（平成17年8月17日）から平成27年8月31日までです。（省略）

「第一部 証券情報（12）その他 <投資信託約款変更(予定)のお知らせ>」に記載する手続きを経て投資信託約款の変更を行うこととなった場合、信託期間は平成36年8月28日までとなります。

#### （4）【計算期間】

##### <訂正前>

当ファンドの計算期間は、原則として毎年9月1日から翌年8月31日までとします。

（省略）

<訂正後>

当ファンドの計算期間は、原則として毎年9月1日から翌年8月31日までとします。

「第一部 証券情報 (12) その他 <投資信託約款変更(予定)のお知らせ>」に記載する手続きを経て  
投資信託約款の変更が実施された場合、原則として毎年8月29日から翌年8月28日までとなります。

(省略)

**第3【ファンドの経理状況】**

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」について、下記の内容を追加します。

<追加>

- (3) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期中間計算期間(平成25年9月3日から平成26年3月2日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## 1【財務諸表】

&lt;追加&gt;

アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Aコース（為替ヘッジあり）

## (1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第9期中間計算期間末 (平成26年 3月 2日現在)
		金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		12,413,061
親投資信託受益証券		752,511,312
派生商品評価勘定		147,125
未収入金		1,740,000
未収利息		10
流動資産合計		766,811,508
資産合計		766,811,508
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		2,356,030
未払解約金		1,703,242
未払受託者報酬		336,064
未払委託者報酬		7,561,515
その他未払費用		220,539
流動負債合計		12,177,390
負債合計		12,177,390
純資産の部		
元本等		
元本		576,287,078
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )		178,347,040
(分配準備積立金)		101,568,016
元本等合計		754,634,118
純資産合計		754,634,118
負債純資産合計		766,811,508

## (2) 中間損益及び剰余金計算書

区分	注記 番号	第9期中間計算期間 (自 平成25年 9月 3日 至 平成26年 3月 2日)
		金額(円)
営業収益		
受取利息		1,122
有価証券売買等損益 為替差損益		96,245,491
営業収益合計		29,824,850
営業費用		
受託者報酬		336,064
委託者報酬		7,561,515
その他費用		220,539
営業費用合計		8,118,118
営業利益又は営業損失( )		58,303,645
経常利益又は経常損失( )		58,303,645
中間純利益又は中間純損失( )		58,303,645
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ( )		12,160,825
期首剰余金又は期首欠損金( )		148,791,652
剰余金増加額又は欠損金減少額		8,301,409
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額		8,301,409
剰余金減少額又は欠損金増加額		24,888,841
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額		24,888,841
分配金		-
中間剰余金又は中間欠損金( )		178,347,040

## (3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第9期中間計算期間 (自 平成25年 9月 3日 至 平成26年 3月 2日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。</p> <p>(2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場 の仲値で評価しております。</p>
2. 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、 市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含 まれております。当該価額の算定においては一定の前 提条件等を採用しているため、異なる前提条件等 によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あく までもデリバティブ取引における名目的な契約額又は 計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ 取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>
4. その他	<p>当ファンドの計算期間は、前期末および当期末が休 日のため、平成25年9月3日から平成26年9月1日までと なっております。</p> <p>なお、当該中間計算期間は、平成25年9月3日から平 成26年3月2日までとなっております。</p>

## （中間貸借対照表に関する注記）

第9期中間計算期間末 （平成26年 3月 2日現在）	
1．中間計算期間の末日における受益権の総数	576,287,078 口
2．中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.3095 円
(10,000口当たり純資産額)	13,095 円)

## （中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第9期中間計算期間 （自 平成25年 9月 3日 至 平成26年 3月 2日）	
1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	- 円

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

第9期中間計算期間末 （平成26年 3月 2日現在）	
1．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については「（その他の注記）2．デリバティブ取引等関係」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

## （重要な後発事象に関する注記）

第9期中間計算期間 （自 平成25年 9月 3日 至 平成26年 3月 2日）	
該当事項はございません。	

## （その他の注記）

## 1．元本の移動

第9期中間計算期間末 （平成26年 3月 2日現在）	
期首元本額	658,943,046 円
期中追加設定元本額	28,904,537 円
期中一部解約元本額	111,560,505 円

## 2．デリバティブ取引等関係

（単位：円）

区分	種類	第9期中間計算期間末 (平成26年 3月 2日現在)			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	<b>売建</b> 米ドル	715,837,879 715,837,879	- -	718,046,784 718,046,784	2,208,905 2,208,905
合計		715,837,879	-	718,046,784	2,208,905

(注1) 時価の算定方法  
為替予約取引

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。  
計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
  - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

## アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース（為替ヘッジなし）

## (1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第9期中間計算期間末 (平成26年 3月 2日現在)
		金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		83,932,145
親投資信託受益証券		7,996,520,059
未収入金		14,000,000
未収利息		68
流動資産合計		8,094,452,272
資産合計		8,094,452,272
負債の部		
流動負債		
未払解約金		9,639,345
未払受託者報酬		3,612,858
未払委託者報酬		81,289,229
その他未払費用		1,228,237
流動負債合計		95,769,669
負債合計		95,769,669
純資産の部		
元本等		
元本		6,114,595,933
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )		1,884,086,670
(分配準備積立金)		2,100,105,235
元本等合計		7,998,682,603
純資産合計		7,998,682,603
負債純資産合計		8,094,452,272

## (2) 中間損益及び剰余金計算書

区分	注記 番号	第9期中間計算期間 (自 平成25年 9月 3日 至 平成26年 3月 2日)
		金額(円)
営業収益		
受取利息		5,828
有価証券売買等損益		1,003,663,437
営業収益合計		1,003,669,265
営業費用		
受託者報酬		3,612,858
委託者報酬		81,289,229
その他費用		1,228,237
営業費用合計		86,130,324
営業利益又は営業損失( )		917,538,941
経常利益又は経常損失( )		917,538,941
中間純利益又は中間純損失( )		917,538,941
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )		171,664,129
期首剰余金又は期首欠損金( )		1,302,327,813
剰余金増加額又は欠損金減少額		58,331,059
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		58,331,059
剰余金減少額又は欠損金増加額		222,447,014
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		222,447,014
分配金		-
中間剰余金又は中間欠損金( )		1,884,086,670

## (3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第9期中間計算期間 (自 平成25年 9月 3日 至 平成26年 3月 2日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、前期末および当期末が休日のため、平成25年9月3日から平成26年9月1日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成25年9月3日から平成26年3月2日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第9期中間計算期間末 (平成26年 3月 2日現在)	
1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	6,114,595,933 口
2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.3081 円
(10,000口当たり純資産額)	13,081 円)

## （中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第9期中間計算期間 （自 平成25年 9月 3日 至 平成26年 3月 2日）
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額
- 円

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

第9期中間計算期間末 （平成26年 3月 2日現在）
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## （重要な後発事象に関する注記）

第9期中間計算期間 （自 平成25年 9月 3日 至 平成26年 3月 2日）
該当事項はございません。

## （その他の注記）

## 1. 元本の移動

第9期中間計算期間末 （平成26年 3月 2日現在）	
期首元本額	7,115,565,115 円
期中追加設定元本額	233,106,592 円
期中一部解約元本額	1,234,075,774 円

## 2. デリバティブ取引等関係

第9期中間計算期間末（平成26年 3月 2日現在）

該当事項はございません。

## 参考

「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信 A コース（為替ヘッジあり）」及び「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信 B コース（為替ヘッジなし）」は「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

## 1. 「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## (1) 貸借対照表

（単位：円）

対象年月日	(平成26年 3月 2日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	258,867,634
コール・ローン	6,150,272
株式	8,473,496,326
新株予約権証券	3,709,817
オプション証券等	46,078,228
派生商品評価勘定	244,000
未収入金	80,926,489
未収配当金	10,569,677
未収利息	5
流動資産合計	8,880,042,448
資産合計	8,880,042,448
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	370,063
未払金	31,298,877
未払解約金	16,140,000
流動負債合計	47,808,940
負債合計	47,808,940
純資産の部	
元本等	
元本	5,478,918,070
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	3,353,315,438
元本等合計	8,832,233,508
純資産合計	8,832,233,508
負債純資産合計	8,880,042,448

## (2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成25年 9月 3日 至 平成26年 3月 2日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式、新株予約権証券及びオプション証券等原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>

(その他の注記)

(平成26年 3月 2日現在)

1. 元本の移動	
期首	平成25年9月3日
期首元本額	6,466,262,691 円
平成25年9月3日より平成26年3月2日までの期中追加設定元本額	143,578,912 円
平成25年9月3日より平成26年3月2日までの期中一部解約元本額	1,130,923,533 円
期末元本額	5,478,918,070 円
期末元本額の内訳*	
アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信B(為替ヘッジなし)VA (適格機関投資家専用)	51,479,254 円
アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Aコース(為替ヘッジあり)	466,818,432 円
アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース(為替ヘッジなし)	4,960,620,384 円
2. 平成26年3月2日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.6120 円
(10,000口当たり純資産額)	16,120 円)

(注) \*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

## 2【ファンドの現況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」を、以下の内容に更新します。

### <更新後>

#### 純資産額計算書

アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Aコース（為替ヘッジあり）

平成26年3月31日現在

資産総額	740,358,548 円
負債総額	1,651,791 円
純資産総額（ - ）	738,706,757 円
発行済数量	559,615,300 口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.3200 円

アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース（為替ヘッジなし）

平成26年3月31日現在

資産総額	7,996,154,859 円
負債総額	18,735,823 円
純資産総額（ - ）	7,977,419,036 円
発行済数量	5,993,939,792 口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.3309 円

（参考）アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド

平成26年3月31日現在

資産総額	8,842,389,144 円
負債総額	42,704,072 円
純資産総額（ - ）	8,799,685,072 円
発行済数量	5,356,907,037 口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.6427 円

**第三部【委託会社等の情報】**

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。  
下線部分が訂正部分を示します。

**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****<訂正前>**

## (1) 資本金の額

資本金の額は130百万円です。（平成25年9月末現在）

（省略）

## (2) （省略）

**<訂正後>**

## (1) 資本金の額

資本金の額は130百万円です。（平成26年4月末現在）

（省略）

## (2) （省略）

**2【事業の内容及び営業の概況】****<訂正前>**

（省略）

委託会社の運用する証券投資信託は平成25年9月末現在次のとおりです（ただし、純資産総額については親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	93本	1,129,695百万円
追加型公社債投資信託	-	-
単位型株式投資信託	-	-
単位型公社債投資信託	-	-
合計	93本	1,129,695百万円

**<訂正後>**

（省略）

委託会社の運用する証券投資信託は平成26年4月末現在次のとおりです（ただし、純資産総額については親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	96本	1,413,453百万円
追加型公社債投資信託	-	-
単位型株式投資信託	-	-
単位型公社債投資信託	-	-
合計	96本	1,413,453百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」について、以下の内容に更新し、末尾に第18期中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）の中間財務諸表を追加します。

#### <更新後>

##### 1. 財務諸表

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

##### 2. 中間財務諸表

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

#### <追 加>

##### (1)中間貸借対照表

科 目	期 別	注記 番号	第18期 中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)	
			金 額	
(資産の部)			千円	
流 動 資 産				
現金及び預金				1,284,367
未収入金				2,464,258
未収委託者報酬				434,414
未収運用受託報酬				1,145,054
未収投資助言報酬				80,982
繰延税金資産				441,321
その他				103,818
		流動資産合計		5,954,213
固 定 資 産				
有形固定資産				
建物		*1		460,480
器具備品		*1		135,180
無形固定資産				3,520
投資その他の資産				
投資有価証券				2,019,544
長期差入保証金				399,116
繰延税金資産				357,095
その他				24,374
		固定資産合計		3,399,310
資 産 合 計				9,353,523
(負債の部)				
流 動 負 債				
未払金				
未払手数料				66,804
その他未払金				53,994

未払費用		387,966
未払法人税等		430,312
賞与引当金		310,528
役員賞与引当金		105,245
その他		33,541
	流動負債合計	1,388,390
固定負債		
退職給付引当金		301,768
	固定負債合計	301,768
負債合計		1,690,158
(純資産の部)		
株主資本		
1.資本金		130,000
2.利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		7,251,118
利益剰余金合計		7,251,118
株主資本合計		7,381,118
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		282,247
評価・換算差額等合計		282,247
純資産合計		7,663,385
負債・純資産合計		9,353,523

## (2)中間損益計算書

科目	期別	注記 番号	第18期 中間会計期間 (自平成25年4月 1日 至平成25年9月30日)
			金額
			千円
営業収益			
委託者報酬			1,273,324
運用受託報酬			1,249,676
投資助言報酬			77,126
その他営業収益			790,849
営業収益計			3,390,974
営業費用及び一般管理費			
営業費用			
支払手数料			325,413
その他			293,997
一般管理費		*1	2,181,180
営業費用及び一般管理費計			2,800,590
営業利益			590,384
営業外収益		*2	2,471
営業外費用			-
経常利益			592,855
特別利益			-
特別損失		*3	1,768
税引前中間純利益			591,087
法人税、住民税及び事業税			420,268
法人税等調整額			143,315
法人税等合計			276,953
中間純利益			314,133

## 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。 建物 10年 器具備品 3～8年  (2)無形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。  (3)リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3 引当金の計上基準	(1)賞与引当金...従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。  (2)役員賞与引当金...役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。  (3)退職給付引当金...従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理...税抜方式を採用しております。

## 注記事項

## (中間貸借対照表関係)

第18期 中間会計期間末 (平成25年9月30日 現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
建物	440,295 千円
器具備品	240,467 千円
*2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

## (中間損益計算書関係)

第18期 中間会計期間 (自平成25年4月 1日 至平成25年9月30日)	
*1 減価償却実施額は以下のとおりであります。	
有形固定資産	79,522 千円
無形固定資産	331 千円
*2 営業外収益において、主要なものは以下のとおりであります。	
受取配当金	2,134 千円
*3 特別損失の内訳は以下のとおりであります。	
固定資産除却損	1,768 千円

## (リース取引関係)

第18期 中間会計期間 (自平成25年4月 1日 至平成25年9月30日)	
---	--

オペレーティング・リース取引（借主側）		
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料		
	1年内	507,805 千円
	1年超	2,115,855 千円
	合計	2,623,661 千円

### （資産除去債務関係）

第18期 中間会計期間 (自平成25年4月 1日 至平成25年9月30日)
<p>当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。</p> <p>資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間である10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。</p>

### （金融商品関係）

第18期 中間会計期間末（平成25年9月30日現在）

金融商品の時価に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
預金	1,284,367	1,284,367	-
未収入金	2,464,258	2,464,258	-
未収委託者報酬	434,414	434,414	-
未収運用受託報酬	1,145,054	1,145,054	-
未収投資助言報酬	80,982	80,982	-
投資有価証券	2,019,544	2,019,544	-
資産計	7,428,619	7,428,619	-
未払手数料	66,804	66,804	-
負債計	66,804	66,804	-

（注1）金融商品時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

### （有価証券関係）

第18期 中間会計期間末（平成25年9月30日現在）

その他有価証券

（単位：千円）

種 類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債券	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他			
投資信託受益証券	1,239,856	801,000	438,856
小計	1,239,856	801,000	438,856
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			

国債・地方債券	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他 投資信託受益証券	779,688	780,000	312
小計	779,688	780,000	312
合計	2,019,544	1,581,000	438,544

**（セグメント情報等）**

## 〔セグメント情報〕

第18期 中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

## 〔関連情報〕

第18期 中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	1,273,324	1,249,676	77,126	790,849	3,390,974

## 2. 地域ごとの情報

## (1)売上高

（単位：千円）

日本	米国	アイルランド	合計
2,604,418	783,966	2,590	3,390,974

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	783,966	投信投資顧問業

**（1株当たり情報）**

項目	第18期 中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	2,947,448 円 20 銭
1株当たり中間純利益	120,820 円 50 銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないため、記載しておりません。	

（注）1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第18期 中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
中間純利益（千円）	314,133
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	314,133
期中平均株式数（株）	2,600

**（重要な後発事象）**

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。  
下線部分が訂正部分を示します。

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### ＜訂正前＞

#### (1) 受託会社

名 称：三菱UFJ信託銀行株式会社  
資本金の額：324,279百万円（平成25年3月末現在）  
事業の内容：（省略）

#### ＜再信託受託会社＞

名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
資 本 金：10,000百万円（平成25年3月末現在）  
事業の内容：（省略）

#### (2) 販売会社

名 称：野村證券株式会社  
資本金の額：10,000百万円（平成25年9月末現在）  
事業の内容：（省略）

#### (3) 投資顧問会社（Aコースおよびマザーファンドの投資顧問会社）

名 称	資本金の額 （平成24年12月末現在）	事業の内容
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	37億59百万米ドル（約3,255億円） 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル = 86.58円（平成24年12月28日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	投資顧問会社として、有価証券に関する投資一任業務、投資助言業務およびその他付帯する業務を営んでいます。
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド	19百万英ポンド（約27億円） 英ポンドの邦貨換算レートは、1英ポンド = 139.52円（平成24年12月28日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド	9百万オーストラリアドル（約9億円） オーストラリアドルの邦貨換算レートは、1オーストラリアドル = 89.80円（平成24年12月28日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド	80百万香港ドル（約9億円） 香港ドルの邦貨換算レートは、1香港ドル = 11.17円（平成24年12月28日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	

#### ＜訂正後＞

#### (1) 受託会社

名 称：三菱UFJ信託銀行株式会社  
資本金の額：324,279百万円（平成25年9月末現在）  
事業の内容：（省略）

#### ＜再信託受託会社＞

名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
資 本 金：10,000百万円（平成25年9月末現在）  
事業の内容：（省略）

#### (2) 販売会社

名 称：野村證券株式会社  
資本金の額：10,000百万円（平成26年3月末現在）  
事業の内容：（省略）

## (3) 投資顧問会社(Aコースおよびマザーファンドの投資顧問会社)

名 称	資本金の額 (平成25年12月末現在)	事業の内容
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	40億27百万米ドル(約4,245億円) 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル=105.39円(平成25年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)によります。	投資顧問会社として、有価証券に関する投資一任業務、投資助言業務およびその他付帯する業務を営んでいます。
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド	19百万英ポンド(約34億円) 英ポンドの邦貨換算レートは、1英ポンド=173.76円(平成25年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)によります。	
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド	9百万オーストラリアドル(約9億円) オーストラリアドルの邦貨換算レートは、1オーストラリアドル=93.24円(平成25年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)によります。	
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド	80百万香港ドル(約11億円) 香港ドルの邦貨換算レートは、1香港ドル=13.59円(平成25年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)によります。	

## 独立監査人の中間監査報告書

平成26年5月2日

アライアンス・バーンスタイン株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Aコース（為替ヘッジあり）の平成25年9月3日から平成26年3月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Aコース（為替ヘッジあり）の平成26年3月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年9月3日から平成26年3月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[Bコース\(為替ヘッジなし\)へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成26年5月2日

アライアンス・バーンスタイン株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース（為替ヘッジなし）の平成25年9月3日から平成26年3月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース（為替ヘッジなし）の平成26年3月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年9月3日から平成26年3月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月7日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(中間\)へ](#)

# 独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月12日

アライアンス・バーンスタイン株式会社  
取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。